

## 対等なパワーバランスで働き続けるために

～パワーハラ裁判事例から学ぶ～

◆講師：弁護士 渋谷 元宏 先生

◆日時：2022年6月18日（土）14時～17時15分

◆開催方法：ZOOMによる開催

●申し込み受付者に、後日、ミーティングID、パスワードを送付します。単位が欲しい方は、終了後簡単な受講報告の提出をお願いします。

◆受講料：会員2,000円、一般3,000円

◆単位：2単位申請中

◆申込締切 6月7日（火）

2019年5月、改正労働施策総合推進法（通称：パワーハラ防止法）が成立しました。これにより、企業（事業主）は職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが義務となりました。

厚労省は、パワーハラの典型例を6類型に分け啓蒙していますが、今でもパワーハラと指導を明確に区別することは難しく、厳しい指導を避ける風潮も生まれています。また、パワーハラが発生すると、職場の人間関係が壊れ、働く人々の心理的安全性を奪い、生産性にも悪影響を与えます。

今回は、加害者にも被害者にもなることなく就労し続けるために、民間企業や福祉法人、医療法人の理事を務められながら、現役弁護士としてご活躍中の講師から、色々な事例を通して、具体的に学んでゆきたいと思います。

### 【講師からのメッセージ】

今では「パワーハラスメント（パワーハラ）」も、セクハラ同様、重大な社会課題として認識されるようになりましたが、法律で定義が定められ、事業主にパワーハラ防止対策を義務づけるようになったのは、ごく最近のことです。安心して働き続けられる健全な職場環境を守るため、裁判事例を交えながら、パワーハラに関する知識を一緒に確認していきましょう。

### ～講師プロフィール～

しぶや総合法律事務所 所長

大阪弁護士会所属（2021年度 人権擁護委員会委員長）

上場企業の社外役員や社会福祉法人、医療法人の理事等を務める。

公認不正検査士登録

（著書）「親権・監護権をめぐる法律と実務」（清文社）など